

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人あしたば福祉会

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あしたば福祉会(以下「法人」という。)の役員及び評議員の報酬について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

### (理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬を払うことが出来る。なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても第4条の報酬は支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことが出来る。

### (理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する障害福祉サービス事業(以下「事業」という。)の運営のために業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業のための業務にあたった場合には、別表2により報酬を支払うことが出来る。

3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことが出来る。

### (監事の報酬)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことが出来る。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会に係る報酬は支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び事業の指導監査への立会及び運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことが出来る。

### (出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合は、旅費規程により支弁する。

(適用除外)

第6条 事業の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない

(改正)

第8条 この規程を改正する必要を生じた場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成26年4月1日より実施する。

附則

この規程は、平成29年3月26日より施行する。